

岩手県告示第 711 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を再開した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 10 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		再開年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社メディカルサポート	盛岡市津志田町一丁目 11 番 15 号	あおぞら介護支援サービス	盛岡市津志田町一丁目 11 番 15 号	平成 19 年 9 月 3 日